

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月28日
【会社名】	株式会社多摩川ホールディングス
【英訳名】	TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福永 節也
【本店の所在の場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目1番23号
【電話番号】	0467(79)7027(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 高橋 功
【最寄りの連絡場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目1番23号
【電話番号】	0467(79)7027(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 高橋 功
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 43,587,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 770,037,000円 (注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月25日開催の臨時株主総会において第三者割当による新株予約権の発行が承認されたこと及び同月28日付で臨時報告書を提出したことに伴い、平成24年12月6日付で提出した有価証券届出書の記載事項を追加いたしましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 【募集の条件】

第三部 追完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

< 前略 >

(注) 5 . 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件とします。

(訂正後)

< 前略 >

(注) 5 . 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件とします。

なお、平成25年1月25日開催の当社臨時株主総会において、本新株予約権の発行に係る議案は原案どおり承認可決されました。

第三部【追完情報】

(訂正前)

2 . 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期事業年度）提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年12月6日）までの間において、以下の臨時報告書を

関東財務局長に提出しております。

< 中略 >

（訂正後）

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期事業年度）提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年1月28日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 中略 >

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告、提出日：平成25年1月28日）

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年1月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による新株式発行の件

第2号議案 第三者割当による新株予約権発行の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、高橋 功氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決定事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個） （注）1	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	4,402	50	0	（注）2	（注）3 可決（98.57%）
第2号議案	4,403	49	0	（注）2	（注）3 可決（98.59%）
第3号議案	4,437	15	0	（注）2	（注）3 可決（99.35%）
第4号議案 高橋 功	4,436	16	0	（注）2	（注）3 可決（99.33%）

- (注) 1. 棄権数には無効を含みます。
2. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
また、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数は全て参入しており、該当事項はありません。